

史跡渋野丸山古墳保存管理計画書

2012

徳島市教育委員会

史跡渋野丸山古墳保存管理計画書

2012

徳島市教育委員会



渋野丸山古墳全景

序 文

徳島県の県庁所在地である徳島市は、東は紀伊水道を望み、南は四国山地の山々を背にした自然豊かな都市です。市内には「四国三郎」とも呼ばれる吉野川をはじめとした138本の河川が流れていることから古くから水とともに発展し、江戸時代以降は藍産業や木工業などの発展とともに徳島藩の城下町として栄えてきました。また、眉山山麓や鮎喰川流域では多くの遺跡も発見されており、原始古代の人々の息吹を感じることができます。

渋野丸山古墳は徳島市渋野町に所在する県内最大の前方後円墳です。大正時代には古墳として認識されており、昭和28年に県史跡に指定されたほか、住民の手により開発から守られてきた古墳です。長年その保存整備が課題とされてきましたが、平成21年2月に国史跡に指定されたことを契機に、古墳の保存管理や公有化の方針、今後の整備の展望などについて定めた保存管理計画を策定することとなりました。

古墳を徳島の貴重な歴史遺産として後世に残すだけでなく、地域における交流の核とし、市民に親しまれる存在にしていくことがこれからの大きな課題といえます。

末尾となりましたが、本計画の策定にあたってご指導・ご協力いただきました関係者の皆さまに心から御礼申し上げますとともに、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

徳島市教育委員会
教育長 石井 博

例 言

- 1 本書は、徳島県徳島市渋野町に所在する国指定史跡渋野丸山古墳の保存管理計画書である。
- 2 本保存管理計画策定事業は、徳島市教育委員会が主体となり、平成22年度から24年度の3カ年にわたり、市単独事業で実施した。
- 3 本計画は、平成22年度～24年度にかけて設置した「史跡渋野丸山古墳保存管理計画検討委員会」における協議・検討によりまとめられたものである。また、その策定にあたり、文化庁文化財部記念物課及び徳島県教育委員会教育文化政策課の指導・助言を受けた。
- 4 本計画策定に関わる事務は徳島市教育委員会社会教育課が担当した。
- 5 本書の執筆・編集は「史跡渋野丸山古墳保存管理計画検討委員会」における協議結果を踏まえ、社会教育課主事大川沙織が担当した。

本文目次

第Ⅰ章 保存管理計画の策定方針

- 1 保存管理計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 保存管理計画策定の体制と経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 保存管理計画策定の基本と範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第Ⅱ章 渋野丸山古墳の概要

- 1 史跡指定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 史跡指定の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 周辺の自然環境および社会的環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 4 周辺文化財の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 5 渋野丸山古墳の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

第Ⅲ章 保存管理の方針

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
- 2 保存管理の対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
- 3 史跡の構成要素・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
- 4 地区区分と保存管理の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
- 5 公有地化の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

第Ⅳ章 整備活用の構想と今後の課題

- 1 整備の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
- 2 整備活用の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
- 3 整備方法と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
- 4 体制整備について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
- 5 今後の保存整備の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37

参考資料

- 参考文献一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
- 平成23年度第3回徳島市市政ネットモニター結果・・・・・・・・・・・・・・42
- 関係法規制一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
- 勝占・多家良地区の文化財・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45

挿 図 目 次

図 1	渋野丸山古墳史跡指定範囲図	8
図 2	徳島市の平均気温の推移	9
図 3	徳島市の年間総降水量	9
図 4	徳島市の地質	10
図 5	徳島市の現存植生図	11
図 6	徳島市都市計画図	12
図 7	渋野丸山古墳と周辺遺跡・施設の位置図	14
図 8	これまでの調査区配置図・推定復元図	17
図 9	渋野丸山古墳出土遺物	19
図 10	渋野丸山古墳地区区分図	26
図 11	整備活用概念図	32

表 目 次

表 1	これまでの調査成果一覧	18
表 2	史跡指定地一覧表	27
表 3	現状変更対応基準表	30
表 4	渋野丸山古墳関係事業全体計画	37

写 真 目 次

巻頭写真 渋野丸山古墳全景

写真 1	第 1 回委員会開催状況	2
写真 2	渋野丸山古墳	4
写真 3	周辺施設等	13
写真 4	周辺文化財	15
写真 5	A・A' 地区の現況	24
写真 6	B・B'・C 地区の現況	25
写真 7	整備活用の取り組み	35
写真 8	文化財保勝会による環境保全活動	36

第 I 章 保存管理計画の策定方針

1 保存管理計画の目的

渋野丸山古墳は5世紀前半に築造された全長105mの前方後円墳である。墳丘規模は徳島県最大、四国地方でも第2位で、前方部・後円部の3段築成、盾形を意識した周濠をもつ前方後円墳として県内では唯一である。阿波の古墳時代の政治・社会的状況を考える上で重要であり、平成21年2月12日に国の史跡に指定された。

また、渋野丸山古墳は開発行為の危機のなか住民運動によって守られてきたという経緯もあり、古墳を地域の共有財産として次世代へ継承していくためにも、適切に保存管理・整備活用を行なうための基本方針や方法を早急に定めることが必要である。また、史跡指定範囲の多くは民有地である上、一部では現在でも農業が営まれており、土地利用についての基準を定める必要がある。そして将来的に起こりうる各種問題等にも対応できるように土地の公有地化等の方針を定め、保存管理をより確実にしていかなければならない。

2 保存管理計画策定の体制と経過

(1) 委員会の設置について

「史跡渋野丸山古墳保存管理計画検討委員会」の構成は次のとおりである。なお、各委員の所属は委員会発足当時（平成22年8月）のものである。

委員長	岩崎 正夫	徳島市文化財保護審議会委員長
副委員長	東 潮	徳島大学ソシオ・アート・サイエンス研究部教授
委員	大久保 徹也	徳島文理大学文学部文化財学科教授
委員	中島 正	木津川市教育委員会社会教育課長補佐
委員	武市 弘文	渋野町環境を守る会
指導・助言	三宅 克広	文化庁文化財部記念物課（史跡部門）文化財調査官
	湯浅 利彦	徳島県教育委員会教育文化政策課長（平成23・24年度）
	石井 伸夫	徳島県教育委員会教育文化政策課課長補佐
	山田 正之	徳島県教育委員会教育文化政策課係長（平成22年度）
	小笠原 賢	徳島県教育委員会教育文化政策課主査兼係長 （平成23・24年度）

事務局	黒川 義	徳島市教育委員会社会教育課長（平成22・23年度）
	松平 芳典	徳島市教育委員会社会教育課長（平成24年度）
	杉本 正春	徳島市教育委員会社会教育課長補佐
	勝浦 康守	徳島市教育委員会社会教育課主任主査兼文化財係長
	三宅 良明	徳島市教育委員会社会教育課係長
	宮城 一木	徳島市教育委員会社会教育課文化財係主事
	大川 沙織	徳島市教育委員会社会教育課文化財係主事

（2）委員会の開催内容

【第1回】

平成22年8月26日（木）13時30分～ 徳島市役所3階301会議室

- ・保存管理計画について
- ・現地視察（渋野丸山古墳、丈六寺）

【第2回】

平成23年2月4日（金）13時30分～ 徳島市役所11階教育委員会室

- ・現状変更の基準について

【第3回】

平成23年10月3日（月）13時30分～ 徳島市役所11階1101会議室

- ・整備活用の方針について

【第4回】

平成24年5月18日（金）13時30分～ 徳島市役所8階801会議室

- ・保存管理計画のまとめ

【パブリックコメントの実施】

平成24年3月26日（月）～平成24年4月27日（金）



写真1 第1回委員会開催状況

史跡渋野丸山古墳保存管理計画検討委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 史跡渋野丸山古墳（以下「渋野丸山古墳」という。）の保存及び整備活用に向けた行政施策の基本方針を策定するため、渋野丸山古墳保存管理計画検討委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 渋野丸山古墳の保存管理計画策定に関すること。
- (2) その他委員会の目的を達成するために必要な事項。

(構成)

第3条 委員会は、学識経験者等による専門委員5名以内をもって構成する。

- 2 専門委員は、考古学、歴史学又は文化財の保護に関し専門的知識を有する者及び地元有識者のうちから、徳島市教育委員会教育長が選任する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成22年8月1日から第1条の目的の達成までの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は会長が欠けたときにその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が召集する。

- 2 委員会は、必要に応じて専門的知識を有する者に会議への出席又は文書で意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の事務局は、教育委員会社会教育課に置く。

- 2 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が定める。

附則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

平成24年3月末日 一部改正

3 保存管理計画策定の基本と範囲

保存管理計画策定にあたり、周辺の歴史・自然・社会的環境の視点から史跡の本質的な価値を明確にし、これらを次世代へ残していくために必要と考えられる保存管理の方針を示すことを基本とする。また、将来的な整備活用像の基本構想についても保存管理計画のなかで触れることとする。

計画策定の範囲は主に渋野丸山古墳の史跡指定範囲とするが、整備活用の基本構想においては周辺の古墳についても言及する。



写真2 渋野丸山古墳

第Ⅱ章 渋野丸山古墳の概要

1 史跡指定の経緯

徳島市渋野町三ツ岩から学頭に所在する史跡渋野丸山古墳は、徳島県最大の規模を誇る前方後円墳である。古墳の現状は、前方部および後円部の一部が開墾および宅地利用のため削りとられているが、残された部分の保存状態は良好といえる。

大正12（1923）年に発刊された『勝浦郡志』に「大正四年十二月十日の發見で柄鏡式の前方後圓式の古墳」と記載されているように、渋野丸山古墳は古くから巨大な盛土による前方後円墳として周知されていたが、近年まで考古学的な研究史に乏しく、十分な評価がなされていなかった。

昭和28（1953）年、渋野丸山古墳は全長90mを超える県下最大の前方後円墳ということで周辺の天王の森古墳、新宮塚古墳、花折塚古墳、マンジョ塚古墳とともに「渋野の古墳」として県史跡に指定された。

昭和63（1988）年には、渋野丸山古墳の後円部付近での住宅建替の計画に際して、史跡保護の観点から市民により「渋野丸山古墳を守る会」が結成された。守る会の運動によって、土地の一部が市民の寄付金によって買い上げられた後、市に寄贈され、当該地の公有地化と県指定史跡追加指定が実現した。

平成11（1999）年、古墳の南側に隣接する市道丈六・渋野線の道路改良工事計画に対し古墳の範囲を確認する必要が生じ、調査では周濠の存在を確認した。さらに、平成14～18（2002～2006）年には、墳丘測量および古墳の範囲・規模・構造を明確にするために行われた発掘調査およびレーダー探査から、従来の推定よりも一回り大きい全長105mの前方後円墳であることが確認され、周濠の範囲についてもほぼ推定された。

これらの調査成果から県下最大の前方後円墳である渋野丸山古墳の歴史的重要性が評価され、今後の確実な保存をはかるために、平成21（2009）年2月12日に国史跡に指定された。

2 史跡指定の概要

（1）主な調査経歴

- ① 昭和63年3月～4月（発掘調査・市教委）
- ② 平成11年6月15日～平成11年7月5日（発掘調査・市教委）
- ③ 平成13年2月27日～平成13年3月30日（発掘調査・市教委）
- ④ 平成14年1月9日～平成14年2月1日（測量調査・市教委）

- ⑤ 平成14年11月26日～平成14年12月28日（発掘調査・市教委）
- ⑥ 平成14年11月11日～平成14年11月15日
（レーダー探査・独立行政法人奈良文化財研究所）
- ⑦ 平成15年3月16日（電気探査・独立行政法人奈良文化財研究所）
- ⑧ 平成16年4月30日～平成17年3月29日（発掘調査・市教委）
- ⑨ 平成17年5月18日～平成18年1月26日（発掘調査・市教委）
- ⑩ 平成17年6月7日～8日、7月23日～24日（レーダー探査・富山大学）

(2) 調査報告書

『渋野丸山古墳発掘調査報告書』平成18年3月 徳島市教育委員会

(3) 指定状況

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により、下記のとおり史跡に指定された。

- ① 指定日 平成21年2月12日
- ② 名称 渋野丸山古墳（シブノマルヤマコフン）
- ③ 所在地および地域

徳島県徳島市渋野町三ツ岩1番1、1番2、1番3、1番4、1番5、1番6、1番7、1番8、1番9、1番10、2番3、2番4、2番7、2番9、2番13、3番、4番1、4番2、5番1、5番2、7番、220番、222番1、222番2、222番3、223番1、223番2、223番3、223番4、223番5、223番6、224番1、224番2

同 渋野町学頭 46番、48番1、48番2、49番1、49番3、49番4

上の地域に介在する道路敷及び水路敷、徳島県徳島市渋野町三ツ岩5番1と同6番に挟まれ同7番と同8番1に挟まれるまでの水路敷を含む。

- ④ 指定面積 7593.18㎡
- ⑤ 指定理由

【基準】

特別史跡名称天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）史跡の一部による。

【説明】

渋野丸山古墳は、徳島平野の南を流れる勝浦川水系の多々羅川左岸に位置し、南東に延びる低丘陵尾根の先端を切断し、五世紀前半に築造された前方後円墳である。この古墳は、阿波地域最大の前方後円墳として古くから知られ、墳丘が一部削平されているものの、後円部や前方部の中央部分をはじめとする、墳丘の主たる部分が全長およそ80メートルにわ

たって残存し、全体の形状をうかがうことができる。これまで詳細な調査は行われてこなかったが、平成11年に、古墳南側に隣接する市道の拡幅計画がもち上がったため、平成11年から18年にかけて、徳島市教育委員会が範囲確認のための発掘調査を実施した。

その結果、墳丘の復元全長は約105メートル、後円部直径約69メートル、前方部長約44.5メートルである。後円部、前方部ともに三段築成であることが判明した。南側くびれ部には造り出しが取り付く。墳丘周囲の周濠は、南側で盾形、北側で墳丘形状に沿った前方後円形を呈する折衷形で、北側くびれ部付近で一部途切れる。周濠まで含めた総長は約118メートルとなる。墳丘斜面には葺石が施されており、墳丘平坦面では原位置をとどめる埴輪が検出された。

出土遺物は円筒埴輪、盾形・家形・蓋形等と推定される形象埴輪片のほか、小型丸底壺等の土師器が出土している。これらの特徴から、古墳の年代は5世紀前半と推定される。

阿波地域では、弥生時代終末期から古墳時代初頭以来、徳島平野の中央を流れる吉野川水系の鳴門・板野古墳群、気延山古墳群などで前方後円墳が築造されるが、古墳時代中期の前方後円墳は確認されていない。一方この時期に、それまで前方後円墳が全く見られなかった勝浦川水系で、渋野丸山古墳が築造される。本古墳は阿波地域の他の前方後円墳とは隔絶した規模であることに加え、墳丘を三段築成とし、周濠や造り出しを備える古墳は阿波地域で唯一である。これらの要素は円筒埴輪、形象埴輪をもつことも合わせ、畿内地域の大型古墳と共通する特徴である。こうしたことから、渋野丸山古墳の築造が阿波地域全体における古墳時代の画期をなすものと考えられ、畿内地域との関わりも想定される。また、四国地方でも、香川県さぬき市の史跡富田茶臼山古墳の墳丘全長139メートルに次ぐ規模であり、四国地方を代表する大型首長墓と位置づけることができる。

このように、渋野丸山古墳は阿波地域最大、四国地方でも2番目の規模をもつ地域を代表する大型の前方後円墳であり、この地域および畿内地域との関係を含む政治・社会状況を知るうえで重要である。よって、渋野丸山古墳を史跡に指定し保護を図ろうとするものである。

(『月刊文化財』平成21年2月号より抜粋)

【官報告示】

平成21年2月12日付け 文部科学省告示 第6号 文部科学大臣 塩谷立

※なお、前述の指定は公図地番指定によるもので、公図上の面積は39筆の合計で7593.18㎡である。またそのうち15筆の合計912.94㎡が徳島市有地である。

(4) 管理団体

管理団体 徳島市

指定年月日 平成21年3月12日付け 文化庁告示第9号



図1 渋野丸山古墳史跡指定範囲図

3 周辺の自然環境および社会的環境

(1) 自然環境

① 気候

徳島市は「瀬戸内型気候」と呼ばれる温暖で比較的降水量の少ない気候に属しており、年間平均気温の平均値は16.2℃、年間降水量の平均値は1,541mmで、冬場の降雪・積雪もほとんどなく年間を通じて温暖で過ごしやすい気候となっている。気温の経年変化をみると、1940年代（昭和15～24年）以降の年平均気温、日最高気温の年平均値および日最低気温の年平均値は上昇傾向にあり、1940年代と2000年代を比較すると1.8℃上昇している。

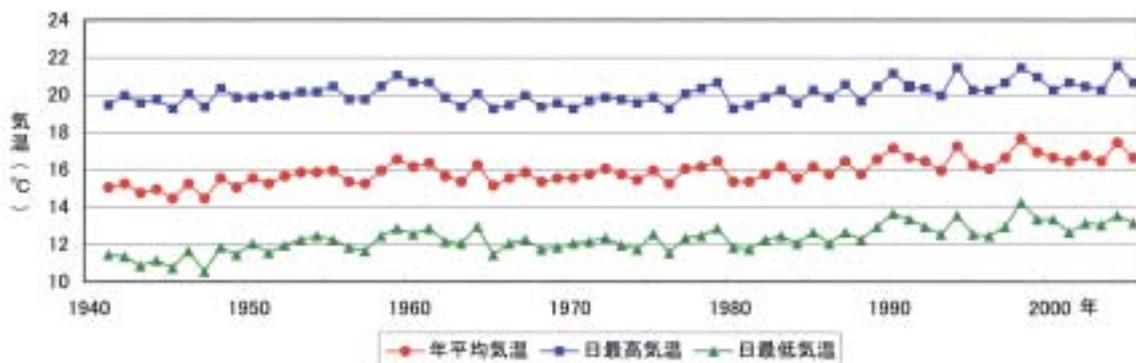


図2 徳島市の平均気温の推移（『徳島市の環境資源情報ガイドブック』より）

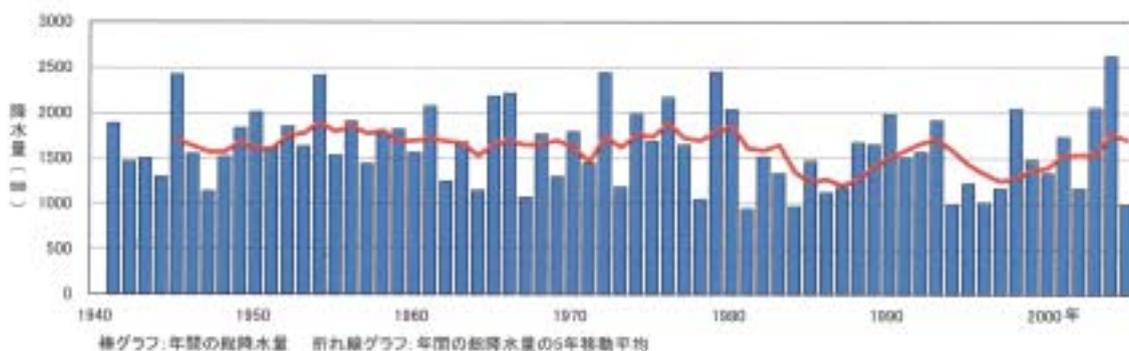


図3 徳島市の年間総降水量（『徳島市の環境資源情報ガイドブック』より）

② 地形と地質

徳島県の地形は中央構造線に沿って東西方向に長く分布する地質構造の影響を受けており、おもな山地や河川はほぼ東西方向に向いて分布している。徳島市は、四国山地の東部にあたる山地や吉野川、勝浦川、鮎喰川などの堆積作用によって形成されたデルタファン（三角州扇状地）、谷底低地などの平地から成る。市の南西部は標高773mの中津峰山をはじめとする四国山地の山々に囲まれ、中央部には本市のシンボリック存在である標高290mの眉山と、平地部の独立丘陵である城山（標高62m）や津田山（標高78m）がある。北西部から中部にかけては吉野川に沿って徳島平野が広がり、紀伊水道に面する東部は海浜海岸や山地が直接海に臨む岩礁性海岸となっている。

徳島市の地質は平野を形成している沖積層と、山地を形成している基盤岩層に大きく分けられ、吉野川の土砂の運搬・堆積によって形成された沖積層は市域北部にみられる。その南に発達する基盤岩層は北から三波川帯、御荷鉾帯、秩父北帯と呼ばれる地質構造の異なる3つの地帯に区分されている。三波川帯は、海底の堆積物などが変成作用を受けた結晶片岩で構成される地帯で、市域では眉山から八多川北側までの山塊が属し、渋野丸山古墳もこの地帯に位置する。御荷鉾帯は、火成岩が変成作用を受け緑色岩となった地帯で、市域では八多川以南の中津峰山麓を含む地域が属する。秩父北帯は、古生代から中生代に

堆積した砂岩、泥岩、石灰岩の堆積岩や海底火山による玄武岩などで構成される地帯で、市域では最南部の平石山南東麓が属する。

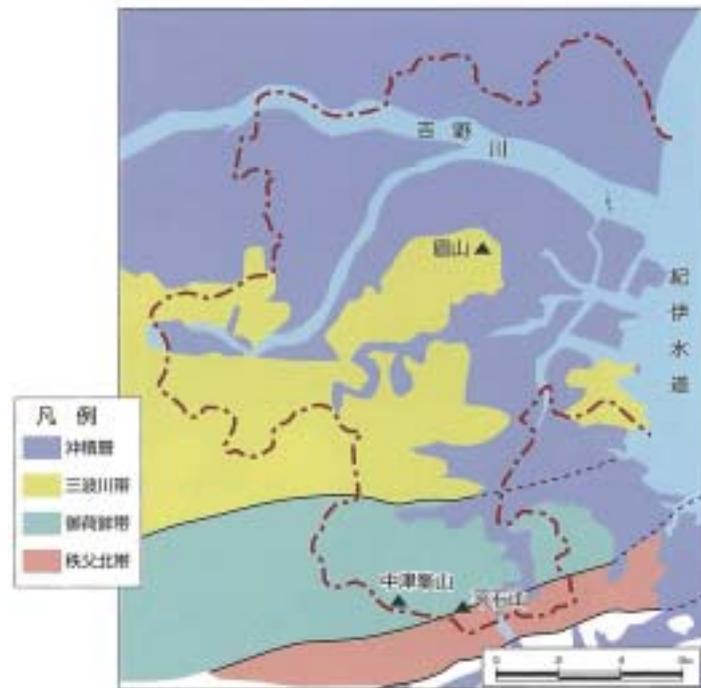


図4 徳島市の地質
（『徳島市の環境資源情報ガイドブック』より）

③ 植生

徳島市域の植生は、薪炭林として繰り返し伐採され、スギやヒノキが植林された代償植生（⇔自然植生）にほとんどが置き換えられている。市域でよくみられる代償植生は、山地ではコナラ群落、アカマツ群落、スギ・ヒノキ群落であり、渋野周辺の山林には、コナラ群落の代償植生が多くみられる。自然植生は、伐採等による人の影響のない植生であり、市域ではシイやカシなど常緑広葉樹の林が含まれ、このほか城山のホルトノキ群落、主要河川の下流から河口に見られるヨシ群落、勝浦川河口のハママツナーハマサジ群落、小松海岸や勝浦川河口のコウボウムギ群落が挙げられる。城山のホルトノキ群落は、ホルトノキ、クスノキなどの常緑広葉樹の高木林で九州、四国など温暖な地域の海岸付近に成立するが、まとめてみられるものは全国的にも少なく貴重である。ホルトノキは昭和59年に徳島市の「市民の木」に制定されている。

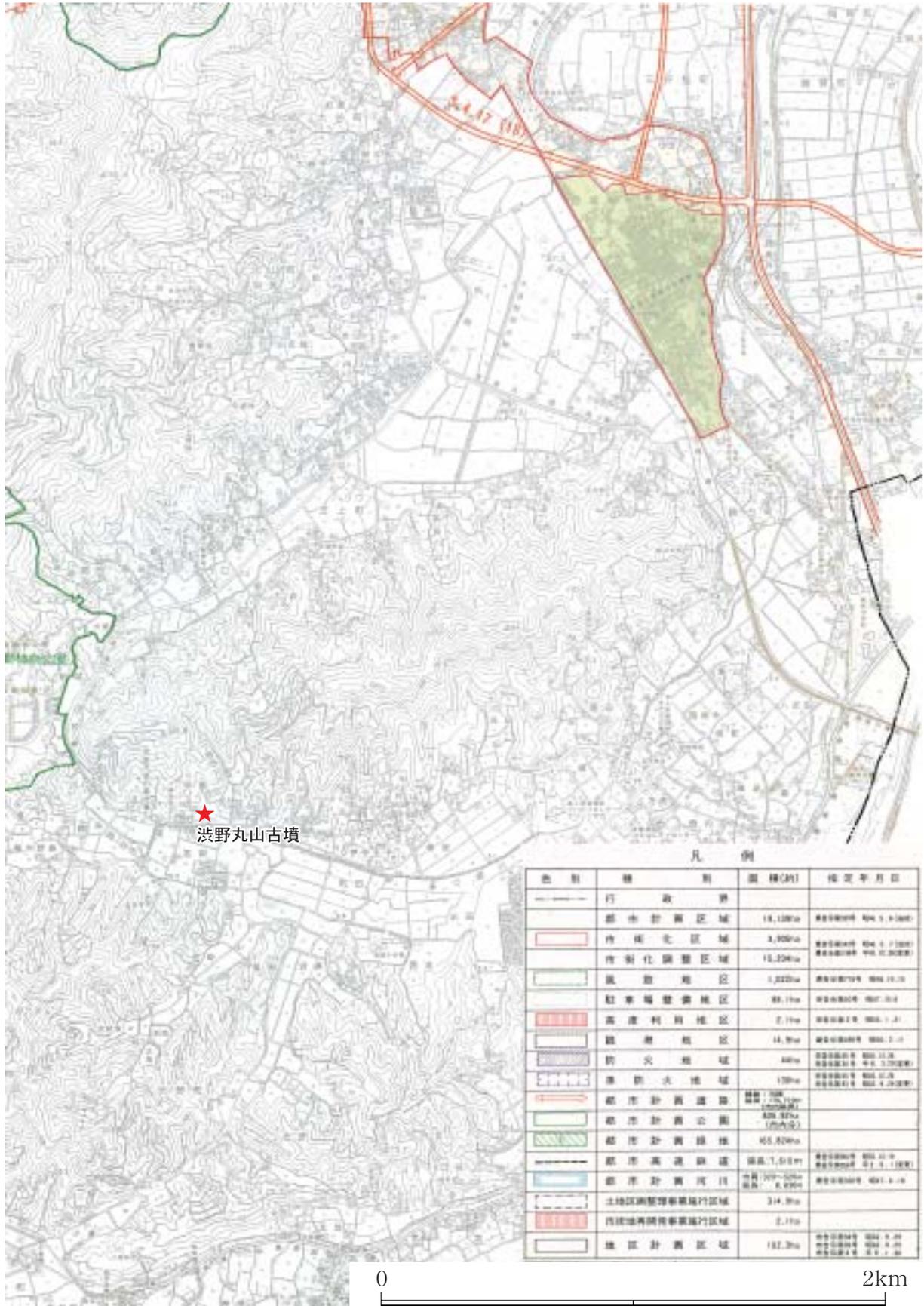


图6 徳島市都市計画図

がる自然環境に恵まれた閑静な農村地帯であり、主要産業は農業で葉野菜のほかミカンなどの柑橘類やイチゴが多く栽培されている。

平成10（1998）年には徳島市中心部からとくしま動物園・植物園およびとくしまファミリーランドが渋野町・方上町に移転した。平成18（2006）年には林間体験ゾーンなどの整備が完了し、すべての施設をあわせて徳島市動植物総合公園としてオープンした。多家良地区全域や隣接する勝占・八万地区で見ると、中津峰森林公園や八多五滝などを含む東山溪県立自然公園一帯の自然やレジャースポット、図書館・博物館などの総合文化施設である徳島県文化の森総合公園などレクリエーションの拠点となるような場所も多い。

また、丈六寺周辺には大規模な丈六団地が整備されているが、平成24年1月1日時点での多家良地区の人口は6,788人であり、1kmあたりの人口密度は175人と市平均（1,344人）を大きく下回り、高齢化率は市平均よりもやや高くなっている。公共交通では、徳島市営バスが渋野丸山古墳の最寄りのバス停（終点「渋野」停留所）まで通っており、JR徳島駅前からは片道約25分の距離である。ただ、バスは1～2時間に1本程度と本数が少なく、多くの周辺住民にとっては自家用車が主な交通手段となっている。主要道路としては県道八多法花線（209号線）および市道丈六渋野線がある。市道丈六渋野線は平成19年に拡張工事が完了し、それにつながる県道八多法花線（209号線）の整備も現在行なわれており、平成24年度中には町内に対面通行の可能な片側1車線の道路が開通する予定である。

以上のように町全体および近隣の丈六団地も含めて地域の高齢化は急速に進みつつあるが、多家良地区および勝占・八万地区全体では、豊富な自然環境、そして次項で述べるような多くの文化遺産に恵まれた土地条件を持ち、休日や余暇を利用して地区外から自家用車で家族連れが訪れる機会や条件に恵まれた地域といえる。



とくしま植物園



とくしま動物園



徳島県文化の森総合公園



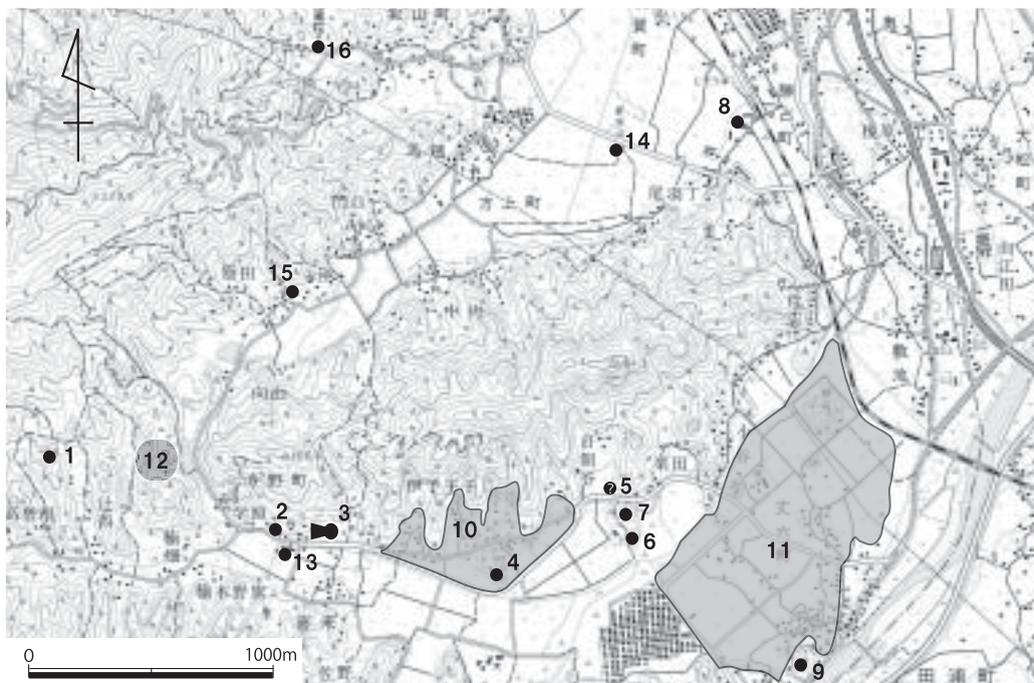
弁天山

写真3 周辺施設等

4 周辺文化財の概要

渋野町を含む多家良地区および隣接する勝占西部地区には古墳時代～近世にかけての文化財が点在している。なかでも、**渋野丸山古墳**は徳島県最大の規模を誇る前方後円墳であり、周辺には県指定史跡「渋野の古墳」に含まれる**天王の森古墳**、**新宮塚古墳**、**花折塚古墳**（所在不明）・**マンジヨ塚古墳**（消滅）などの古墳時代中期の古墳群が存在する。また、古墳時代前期後半の築造と考えられる**マンジヨ塚2号墳**も近年調査が行われている。渋野丸山古墳のすぐ西側の八幡神社では秋に三番叟踊がおこなわれており、**渋野の三番叟踊**として徳島市の無形民俗文化財に指定されている。

丈六町に所在する**丈六寺**は、主要建造物が国の重要文化財および県の有形文化財に指定されているほか、豊富な美術工芸品・書籍等を有し「阿波の法隆寺」、「阿波の正倉院」などとも称される。創建は白鳳時代にさかのぼるといわれ、中世に阿波国守護の細川成之によって再興された。境内には細川家や蜂須賀家の親族・重臣をはじめとする著名人の墓が多く存在し、徳雲院には戦国時代の血天井伝説が残るなど、県を代表する名刹である。丈六寺裏山の吉田山には箱式石棺を主体とする中期の古墳群である**丈領古墳群**が存在したが、現在は消滅し、石棺の一部が丈六寺宝物館前に復元展示されている。また、丈六町には平氏の有力家人田口氏がいたとされ、元暦二（1185）年に源義経によって攻め落とされたと伝わる**熊山城跡**がある。現在は土砂採取により遺構は消滅しているが、周辺には条里地割が残っており、南西500mのところには居館があったとされる**田林寺営跡**がある。



- 1 (伝)経塚 2 天王の森古墳 3 渋野丸山古墳 4 新宮塚古墳 5 花折塚古墳(所在不明)
6 マンジヨ塚古墳(消滅) 7 マンジヨ塚2号墳 8 鶴島山古墳群(消滅) 9 丈領古墳(消滅) 10 渋野遺跡
11 丈六遺跡 12 徳島市総合動植物公園 13 渋野公民館 14 弁天山 15 神光寺 16 東海寺

図7 渋野丸山古墳と周辺遺跡・施設の位置図



マンジョ塚2号墳



新宮塚古墳



天王の森古墳



犬飼の舞台



洪野の三番叟踊



丈六寺



丈六寺三門



神光寺板碑

写真4 周辺文化財

多家良町には阿波三峰の一つである中津峰山に**如意輪寺**が所在する。開基は不明であるが「火除けの観音さん」として古くから信仰を集めており、鎌倉末期の作とされる本尊の如意輪観音像はその繊細なつくりと艶麗な容姿から国の重要文化財に指定されている。

八多町には国の重要有形民俗文化財に指定されている**犬飼の舞台**が所在する。犬飼の舞台は、農山村部の民衆娯楽として人形浄瑠璃が演じられていたことを示すものであり、現在でも犬飼農村保存会によって毎年11月3日の文化の日に人形浄瑠璃の公演が行われ、県内外からの多くの観客で賑わっている。舞台は明治期に改築されているが、130枚余りの襖を操るカラクリ装置を備え、床下を利用した舟底楽屋などを持つことなどが特徴的である。

勝占地区西部に位置する西須賀町鶴島付近はかつて鶴島山と呼ばれ、山頂には竪穴式石室や箱式石棺を主体とする**鶴島山古墳群**が存在した。昭和52年に宅地開発に伴う発掘調査が行われ、箱式石棺内から多くの合葬された人骨が出土した。現在古墳は消滅し、一帯は住宅地となっている。

方上町の**神光寺**には、鎌倉時代に建立されたとされる阿弥陀三尊図像板碑があり、市の有形文化財に指定されている。中世には吉野川・鮎喰川流域を中心に徳島産の結晶片岩製の板碑が多くつくられたが、板碑に刻まれた阿弥陀像のほとんどが線刻であるのに対して、神光寺板碑の阿弥陀像は浮き彫りで、数ある阿波の板碑の中でも突出して精巧に作られている。また、方上町には自然の山では全国で一番低いとされる標高6.1mの**弁天山**があり、地元保存会による山開きや特産市などの行事が催され、観光地となっている。

また、北山町の地蔵院**東海寺**には、徳島でその生涯の多くを過ごしたポルトガルの文豪モラエスの位牌や、江戸時代中期につくられたとされる池泉鑑賞式の庭園がある。

5 渋野丸山古墳の概要

(1) 古墳の規模と構造

渋野丸山古墳は徳島平野南部を流れる多々羅川左岸に位置し、三ツ時山から南東方向に延びる丘陵先端部を切断して築かれた前方後円墳である。古墳は墳丘の主軸を東西に向け、墳丘全長105m、後円部径69m、前方部幅59m、くびれ部幅44m、高さは後円部で18m、前方部で16m、周濠を含めた全長は118mである。墳丘は前方部・後円部ともに三段築成に復元されるが、現在は古墳北側の谷川から流れ出た土砂により一段目は完全に埋没している。徳島県内では最大の前方後円墳で、四国でも富田茶白山古墳（香川県さぬき市）に次いで第二の規模を誇る。

発掘調査の結果、外表施設としては墳丘斜面に葺石、第1段目平坦部に円筒埴輪列がみられることがわかった。また、南側のくびれ部には方壇形の造出が確認されたが、北側には設置されていないことも判明した。周濠は幅4～13mで、南側では盾形につくられている。

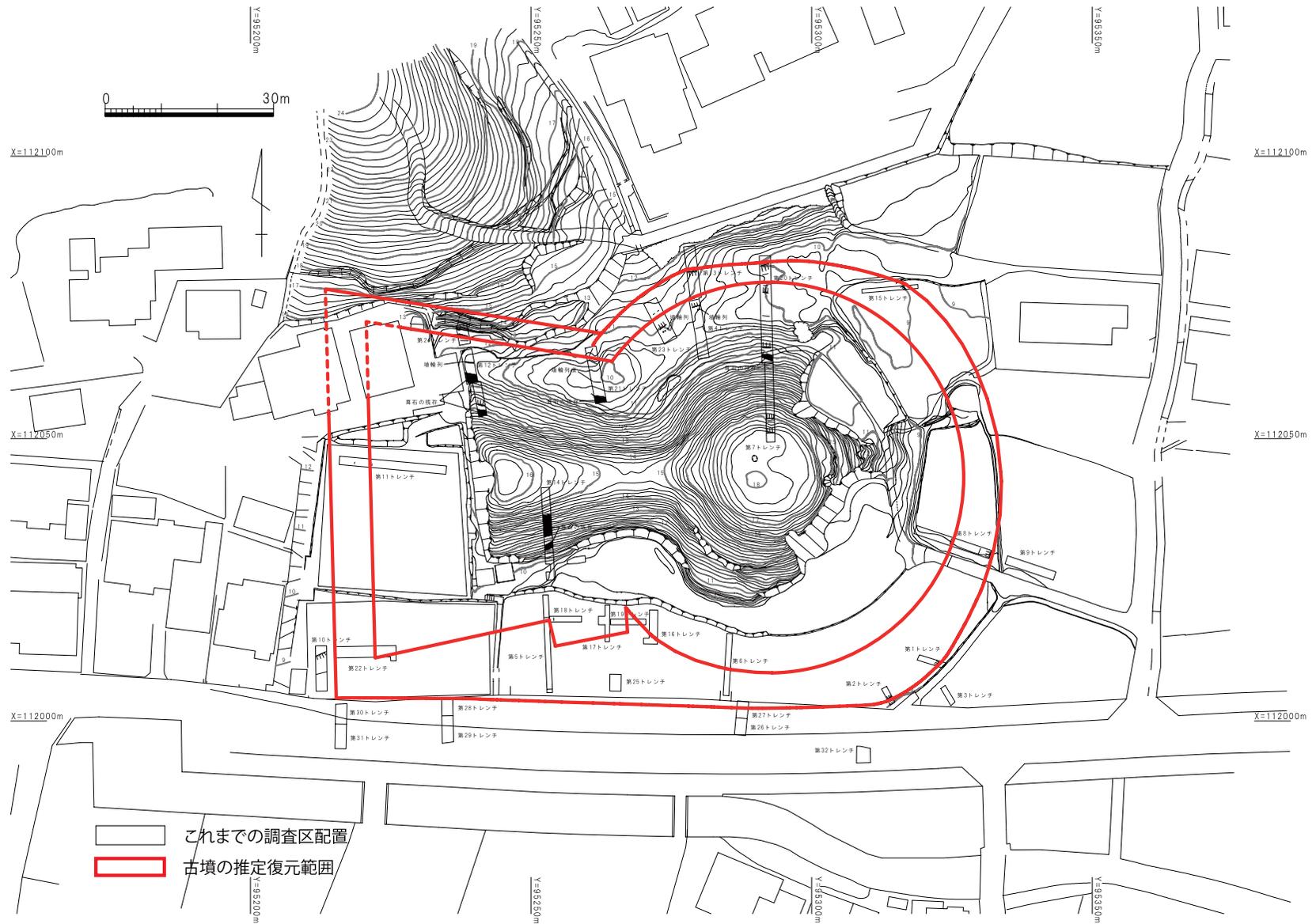
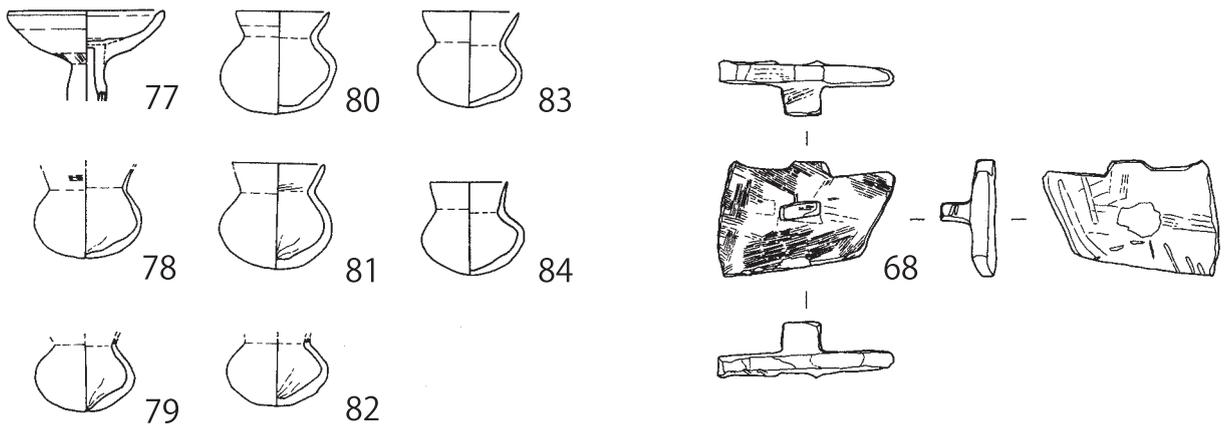
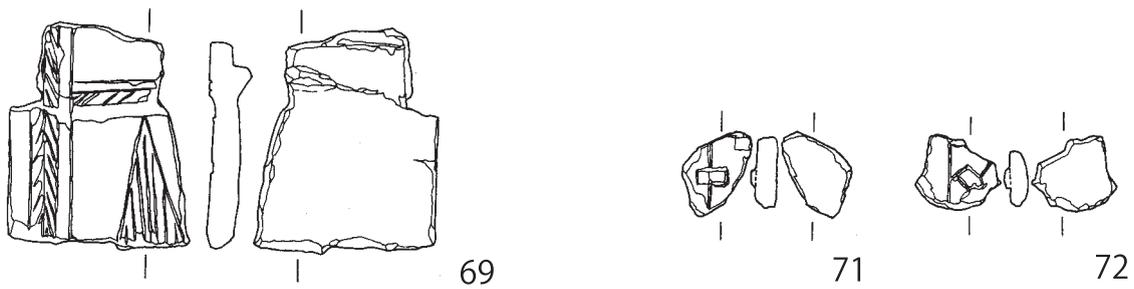
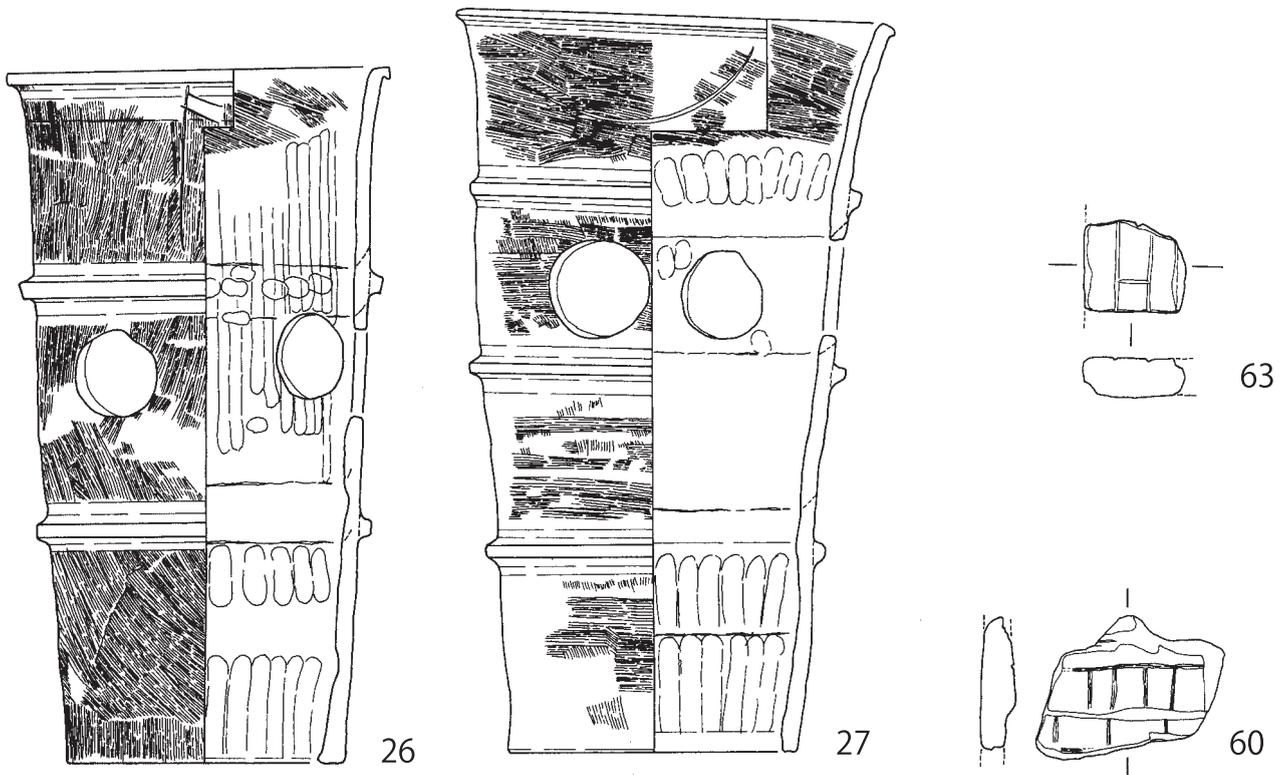


図8 これまでの調査区配置図・推定復元図

表1 これまでの調査成果一覧

調査箇所	調査年度	調査成果
第1トレンチ	第1次調査 (平成11年度)	周濠の底部、立ち上がり、肩部を検出した。周濠は地山を掘削し作られており、底までの深さは約1.4mである。周濠はある程度埋まったあと、滞水した状態であったと考えられる。
第2トレンチ		周濠の立ち上りを検出した。トレンチ東側では、時代不明の柱穴を1基確認した。
第3トレンチ		周庭帯等の有無確認のために設定したが、確認できなかった。
第4トレンチ	第2次調査 (平成12年度)	墳丘第1段平坦面裾部に溝、墳丘第2段斜面、埴輪列、ピットを検出した。墳丘から転落した葺石や埴輪片も多数出土している。また、T.P.+10m未満の墳丘については岩盤を削り出して、第2段斜面途中のT.P.+10m以上の部分については盛土によって構築されていることがわかった。埴輪列は溝状の掘方内に配置されており、芯芯間の距離は約40cmである。
第5トレンチ	第4次調査 (平成14年度)	墳丘第1段斜面の一部および周濠を検出したほか、埴裾を確認した。
第6トレンチ		地山削り出しによる墳丘第1斜面および周濠、埴裾の基底石を検出した。
第7トレンチ	第5次調査 (平成16年度)	第3段斜面、後円部頂および壇状の部分を検出したが、葺石は遺存していなかった。
第8トレンチ		第1段斜面と周濠を検出した。周濠は断面が逆台形を呈し、地山を削りだして整形している。また、埴裾と考えられる部分では基底石を確認した。
第9トレンチ		周庭帯の有無確認のために設定したが、確認できなかった。
第10トレンチ		周濠の立ち上りを確認するために設定したが、明瞭には確認できなかった。
第11トレンチ		周濠及び周濠の立ち上がり、前方部前端及び第1段斜面を検出した。
第12トレンチ		第1段平坦面、第2段斜面と平坦面、墳丘第3斜面を検出した。岩盤には溝状の掘方が設けられ、円筒埴輪が7本出土している。また、この埴輪列から約0.3m南側では、平坦な岩盤直上で円筒埴輪4本が倒立した状態で出土している。
第13トレンチ		埴裾、周濠の規模及び形状確認のために設定したが、湧水のため検出できなかった。
第14トレンチ		墳丘第2段斜面と平坦面、墳丘第3段斜面、前方部頂の平坦面を検出した。第3段斜面の裾部には、基底石を斜面に沿うように上下を少しずらした2段の横積みにし、その上に傾斜角度を少し緩やかにして小口積みに葺石を葺いていた。第1段平坦面は攪乱のため遺存していなかった。
第15トレンチ		周濠の肩部を検出したが、湧水により周濠の底は検出できなかった。
第16トレンチ		周濠、墳丘第1段斜面及び墳端、基底石を検出したが、葺石は遺存していなかった。
第17トレンチ		前方部第1段斜面、造り出し、周濠底部の一部を検出した。造り出しの上部構造については不明だが、造り出し斜面の下部については葺石が遺存していた。
第18トレンチ		造り出しの斜面を確認したが、平坦面の構造については削平されているため不明であり、第17トレンチで確認したような造り出し斜面の葺石も見られなかった。
第19トレンチ		地山を削り出した造り出し、周濠及び後円部埴裾部を検出した。造り出し斜面直上では、転落した葺石や埴輪片の間から土師器の小型丸底壺や高杯がまとまって出土している。後円部埴裾では葺石および基底石が残存していた。
第20トレンチ	第6次調査 (平成17年度)	周濠、第1、2段および第3段目の斜面を検出した。周濠の埋土からは多くの転落した葺石や円筒埴輪が出土した。
第21トレンチ		周濠および墳丘の第1段目を検出した。周濠が岩盤に向けて収束していくことから、第21トレンチ付近から西へ周濠は続かないと考えられる。また、墳丘平坦面では円筒埴輪を樹立していたと考えられる岩盤の掘方を確認した。
第22トレンチ		周濠および第1段斜面を検出した。基底石が残存している部分もあったが、墳丘および葺石は攪乱により遺存状態は悪かった。
第23トレンチ		周濠、墳丘第1段斜面及び平坦面を検出した。また、岩盤を浅く溝状に削り、その中をさらに直径30cmの円形状に浅く掘り、円筒埴輪を樹立している。各埴輪は等間隔には並べられていなかった。
第24トレンチ		前方部北側側面を整形する際に、前方部北側に延びる尾根を断ち切るように岩盤を大きく削っていることがわかった。
第25トレンチ		周濠を検出した。周濠の底は地山を掘削し平らに仕上げられていたほか、埋土からは墳丘から崩落した葺石が集中して出土した。
第26・27トレンチ		地山を掘削して整形された周濠外側斜面を検出した。
第28・29トレンチ		地山を掘削し整形された周濠の外肩部に近い部分が検出された。また、幅約2mの時代不明の溝も確認された。
第30・31トレンチ		地山が多々羅川に向けて徐々に下降している様子が確認されたほか、調査区北側では地山を掘り込んで造られた3本の溝を確認した。溝埋土からは中世の土器片が出土したが、古墳に関する遺構は検出できなかった。
第32トレンチ		周庭帯等の有無の確認のために調査区を設定したが、確認できなかった。



※遺物番号は報告書掲載時のままである
 26・27：円筒埴輪 60：舟形埴輪 63：家形埴輪
 68：舟形埴輪 69：盾形埴輪 71・72：甲冑形埴輪
 77：土師器高坏 78～84：土師器壺

0 25cm
 1 : 5

図9 渋野丸山古墳出土遺物

るが、北側では墳丘の外側に沿い、周濠全体としては左右対称の盾形を呈さない。さらに南側で確認された周濠は北側くびれ部付近の丘陵岩盤で収束し完周しない。また前方部北側の崖面には、墳丘に沿って等高線の密な部分がみられることから、周濠を意識して自然地形を整形した可能性もある。現在、周濠南側は平坦な畑地となっており、北側は竹林化し墳丘に沿って凹地が残っている。

埋葬施設については発掘調査が行われていないため詳細は不明だが、戦前に主体部の天井石が確認されたという話が地元には伝わっている。後円部上の中心部には現在緩やかにくぼみが残っているほか、富山大学によるレーダー探査では深度約1mの地点において、東西主軸の石室と考えられる約5m×2.5mの反応が認められた。またレーダー探査では後円部に盗掘坑と推測される反応も示されている。

出土遺物は、家形埴輪・盾形埴輪・蓋形埴輪・甲冑形埴輪・舟形埴輪などの形象埴輪や、円筒埴輪、朝顔形埴輪、土師器が出土したほか、造出部からは多数の小型壺が見つまっている。円筒埴輪は黒斑と円形の透かし孔をもち、外面調整はB種ヨコハケおよびタテハケで、線刻や赤色塗彩を施したのもみられ、川西宏幸氏の円筒埴輪編年Ⅲ期に該当し、古墳時代中期前半（5世紀前半）頃のものとされている。

（2）渋野丸山古墳と勝浦川流域の古墳群

徳島県内には、宮谷古墳をはじめとする気延山古墳群（徳島市）や前山古墳群（石井町）、鳴門・板野古墳群と呼ばれる天河別神社古墳群（鳴門市）や愛宕山古墳（板野町）などの前期古墳が存在する。鳴門・板野および気延山地域では、古墳時代前期後半の大代古墳（鳴門市）や山ノ神古墳（石井町）を最後に古墳は築かれなくなり、やがてその系譜は断絶するとされている。

一方渋野丸山古墳が所在する勝浦川下流域に古墳が出現するのは、古墳時代前期後半になってからである。渋野丸山古墳から東に1kmのマンジョ塚2号墳からは、三角形の透かし穴やタテハケ調整を施された川西編年Ⅱ期に相当する円筒埴輪をはじめ、家形埴輪や蓋形埴輪などの形象埴輪、そして4.5mの埋葬施設の天井石と考えられる結晶片岩の石列が検出されており、渋野丸山古墳に前出する古墳時代前期後半に築造されたと考えられている。

徳島では渋野丸山古墳の築造を最後に前方後円墳の造営は終焉を迎えるが、渋野町に突如としてこのような巨大前方後円墳が築造されたというわけではなく、マンジョ塚2号墳のように渋野丸山古墳より以前につくられた畿内的な古墳も周囲に存在するということが近年わかってきている。渋野丸山古墳から勝浦川をはさんで対岸の小松島市田浦町でも全国的に希少な金銅製の短甲の出土が伝えられているほか、同町では結晶片岩製の長大な竪穴式石室と粘土槨という2つの埋葬施設をそなえた円墳の前山古墳が調査されており、仿製の内行花文鏡や鉄器などが出土している。また、周辺の前山遺跡では人物埴輪や蓋形埴輪、石見型埴輪などが発掘されている。

渋野古墳群内にも小規模な墳丘と箱式石棺の埋葬施設をもつ新宮塚古墳やマンジョ塚1古墳、小規模な円墳である天王の森古墳など地域色のある古墳が存在する。一方、渋野丸山古墳は尾根を切って低地に巨大な墳丘を築き、周濠、造出、県内では圧倒的な量の埴輪の数、バリエーションの多い形象埴輪を備えるなど畿内色の強い様相を持つ点からも、他古墳とはかけ離れた規模の盟主的存在であるといえる。勝浦川流域は、古墳時代前期後半から中期にかけてこのような古墳群が出現し、またこのうち盟主的存在である渋野丸山古墳が徳島では最後の前方後円墳となる点でも、古墳時代の徳島における社会・政治秩序の画期を考える上で重要な地域である。これらの古墳の被葬者はそれ以前の鳴門・板野古墳群や気延山古墳群などの被葬者とはまた異なった基盤を持ち、古墳時代前期後半から中期にかけて畿内とのつながりを強めて勢力をもった集団であることが想像できる。さらに勝浦川流域では、渋野丸山古墳築造後にも新宮塚古墳や、西須賀町の鶴島山古墳群、丈六町の丈領古墳群、鳥居龍蔵が書き記した津田山の箱式石棺など、在地的な結晶片岩製の箱式石棺をもつ古墳が多く築造されている。前方後円墳が築造されなくなって以降も多くの墓域が営まれていたことから、この地域は勝浦川を利用し何らかの拠点的役割を果たし発展を遂げていたということがわかる。

(3) 現状と課題

渋野丸山古墳は現在墳丘後円部の一部と前方部先端が大きく削平されているが、それ以外の墳丘部分については比較的良く残っているといえる。現在指定範囲7593.18㎡のうち6680.24㎡が民有地で、所有者は10人24筆を数える。史跡指定地内に居住用の建物は存在しないが、畑作や果樹栽培等、通常の土地利用が行われている状態である。また、墳丘南側斜面には現代の墓も2基存在する。

墳丘部分の管理に関しては地元の渋野町文化財保勝会に定期的に古墳の草刈りおよび清掃活動を委託しているが、墳丘北側は竹林化が著しいため、主に南側を中心に行われている。整備に関しては現在特に行われていない。古墳の付近には渋野古墳群の案内板（八幡神社前）と渋野丸山古墳の解説板（後円部）を設置しているが、見学者向けの案内パンフレットや史跡マップ等の整備は十分ではない。また、小学校や中学校の生徒を対象とした学校教育の場での活用、市民を対象とした史跡めぐり等も実施しているが、定期的な行事ではなく今後の課題といえる。

古墳の保存管理計画の策定後は、史跡指定範囲の公有地化を目指し、史跡地の適切な保存管理に努める。現状で指定範囲に含まれていない部分も、今後古墳の保存及び歴史的評価に必要な部分に関しては追加指定を検討する。また学識経験者による整備委員会を設立し、削平された墳丘の復元などに向けて具体的な整備計画を検討する予定である。最終的には渋野丸山古墳を核に、地域住民や地域住民と来訪者の交流の場、地域学習の場として史跡の活用をはかる。

第三章 保存管理の方針

1 基本方針

現在古墳のなかで農地や山林、道路として利用されている部分を、土地の公有地化が完了するまでに想定される現状変更等を規制する基準を定めて保存管理を行う。そのためには地区ごとにふさわしい保存管理の方針を決定したうえで、土地所有者との協議・調整が必要である。

維持管理に関しては、現在渋野町文化財保勝会に年数回の古墳の草刈りおよび清掃を委託している。地域の歴史遺産としての認識を維持していくためにも引き続き地元団体による維持管理を想定する。

2 保存管理の対象範囲

保存管理計画の範囲は、基本的に渋野丸山古墳の国史跡指定範囲とする。史跡に指定されている面積は7593.18㎡である。墳丘や周濠部分のなかには史跡指定されていない場所も残っているが、歴史的評価や保存のために必要と考えられる箇所については、随時追加指定をめざす。

3 史跡の構成要素

古墳の本質的な価値を構成する墳丘などの要素と、関連するそれ以外の諸要素に区分する。また、渋野町という自然豊かな土地柄をふまえた景観的な保全、そして周辺の文化施設や文化遺産の存在を加味したうえでの全体的な整備活用方針も今後必要といえる。

4 地区区分と保存管理の方針

(1) 地区の概要

史跡指定地内は地目上、道路・田畑・宅地・山林・溜池・水路・里道に区分される。これらをそれぞれの現状および土地所有の関係等に則り、特性ごとに分類する。

現存する墳丘部分・・・・・・・・・・・・・A

- A地区のうち市有地・・・・・・・・・・A′
- 墳丘以外の史跡指定地・・・・・・・・・・B
- B地区のうち市有地・・・・・・・・・・B′
- 指定範囲のうち市道部分・・・・・・・・・・C
- 今後追加指定を目指す部分・・・・・・・・・・D

(2) 各地区の現状と特性

【A・A′地区】

史跡指定地のうち、現在墳丘が残存している部分である。地区内には古墳の説明板以外に人工的な占有物・構築物等は存在しない。後円部および前方部の一部が削平され畑地となっているが、その他の墳丘部分の残存状況は比較的良好といえる。墳丘上の草刈・清掃は定期的に渋野町文化財保勝会によっておこなわれているが、墳丘の北半分は竹林化しているうえ、墳丘上平坦面にも巨木が数本存在し、墳丘の形が明瞭に確認できるのは南側のみである。A′地区に関しては、昭和63（1988）年に開発行為から守るための住民運動によって買い上げが行われ、市に寄贈された部分であり、現在古墳の説明板が設置されている。この部分は渋野丸山古墳が住民によって守られてきた経緯を象徴する土地でもある。

【B・B′地区】

史跡指定地のうち、おもに墳丘残存部を除いた、周濠等の遺構が地中に残存している部分及びその可能性のある部分である。渋野丸山古墳の墳丘北側には、南側のような盾形の周濠ではなく、山斜面岩盤にぶつかるように墳形に沿った形の周濠がまわっている。前方部西側は削平された墳丘および周濠があったと考えられる部分だが、現在は栽培用ハウスが存在している。前方部南側には現代の墓地が2基あるほか、南側周濠部分は柑橘果樹園となっている。後円部東側には畑地や柑橘果樹園、生垣、ため池等がある。

【C地区】

史跡指定地のうち、墳丘南側の市道渋野丈六線にかかる部分である。渋野丈六線は平成19年に拡張整備され、広い歩道を備えた道路となっている。拡張整備工事の前に行われた発掘調査の成果を受けて、新しい道路の車道部分はやや南側にずらされ、現在は歩道の一部に周濠遺構の端がおさまっている。

【D地区】

本来前方部や周濠等の遺構があった部分およびその可能性がある部分だが、現在は未指定で宅地や田畑、果樹園として通常利用がされている。



A 地区 (1・2 墳丘北側竹林 3 後円部墳頂 4 前方部南側 5・6 後円部
東側耕作地)
A' 地区 (7・8 後円部南側市有地)

写真5 A・A' 地区の現況



B 地区 (9・10 前方部西側ハウス 11 墳丘南側果樹園 12 後円部東側ため池
13 後円部東側畑地 16 前方部南側墓地)
B' 地区 (14 後円部東側通路) C 地区 (15 市道丈六浜野線)

写真6 B・B'・C地区の現況

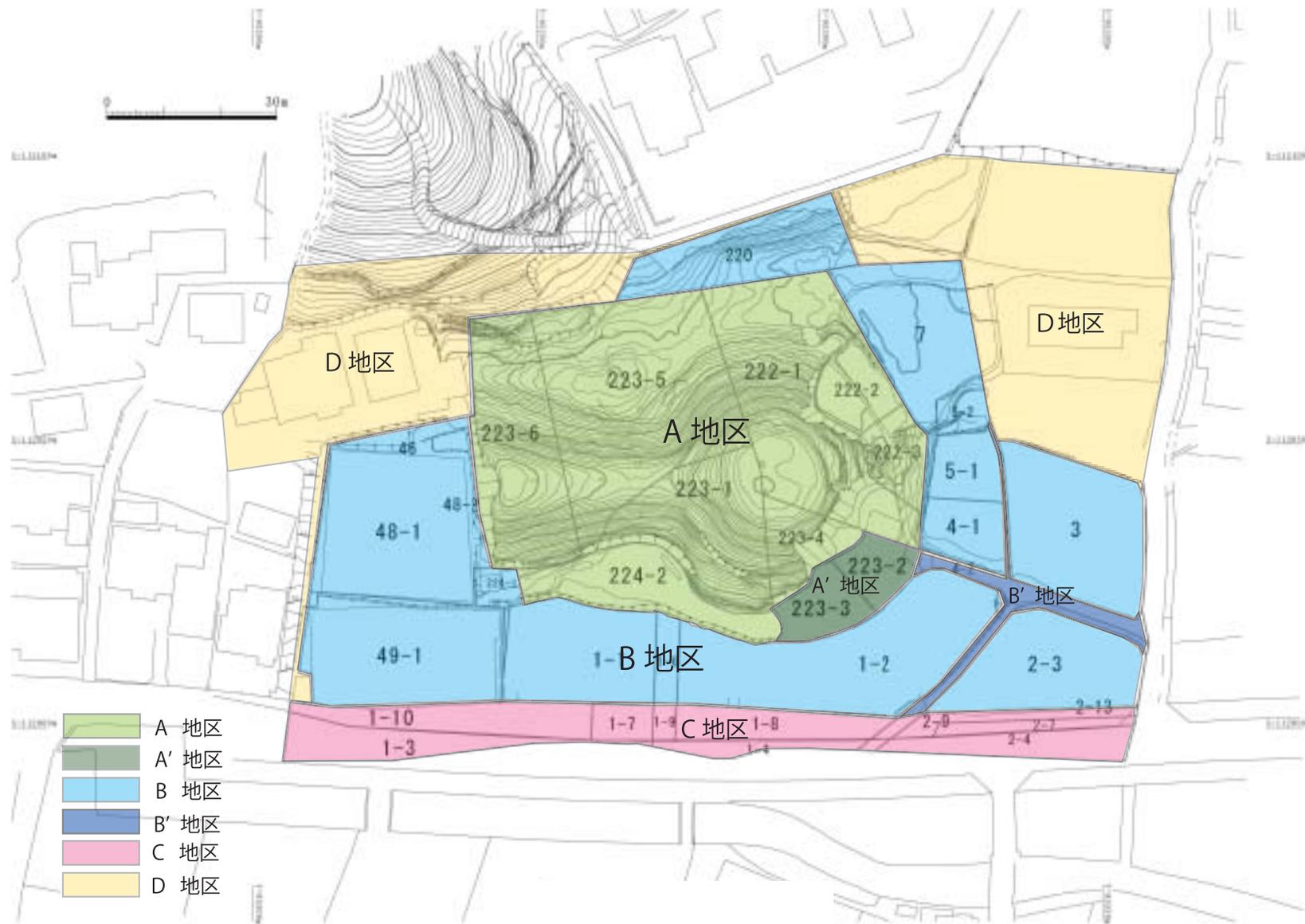


图10 洪野丸山古墳地区区分图

表2 史跡指定地一覧表

No.	所有	地番	地積	地目	備考	
1	民有地 (11名)	徳島市洪野町三ツ岩1-1	582.00	田		
2		徳島市洪野町三ツ岩1-2	747.00	田		
3		徳島市洪野町三ツ岩1-5	3.30	田		
4		徳島市洪野町三ツ岩1-6	1.80	田		
5		徳島市洪野町三ツ岩2-3	433.00	田		
6		徳島市洪野町三ツ岩3	581.00	畑		
7		徳島市洪野町三ツ岩4-1	122.00	田		
8		徳島市洪野町三ツ岩5-1	109.00	田		
9		徳島市洪野町三ツ岩5-2	42.00	溜池		
10		徳島市洪野町三ツ岩7	386.00	畑		
11		徳島市洪野町三ツ岩220	228.00	山林		
12		徳島市洪野町三ツ岩222-1	403.00	山林		
13		徳島市洪野町三ツ岩222-2	142.14	宅地		
14		徳島市洪野町三ツ岩222-3	115.00	畑		
15		徳島市洪野町三ツ岩223-1	198.00	山林		
16		徳島市洪野町三ツ岩223-5	604.00	山林		
17		徳島市洪野町三ツ岩224-2	218.00	畑		
18		徳島市洪野町三ツ岩223-4	204.00	山林		
19		徳島市洪野町三ツ岩223-6	208.00	山林		
20		徳島市洪野町三ツ岩224-1	132.00	山林		
21		徳島市洪野町学頭46	42.00	畑		
22		徳島市洪野町学頭48-1	532.00	田		
23		徳島市洪野町学頭48-2	33.00	畑		
24		徳島市洪野町学頭49-1	614.00	田		
25	市有地	徳島市洪野町三ツ岩1-3	29.00	公衆用道路	市道丈六・洪野線	
26		徳島市洪野町三ツ岩1-4	26.00	公衆用道路	市道丈六・洪野線	
27		徳島市洪野町三ツ岩1-7	45.00	田	市道丈六・洪野線	
28		徳島市洪野町三ツ岩1-8	79.00	田	市道丈六・洪野線	
29		徳島市洪野町三ツ岩1-9	4.20	田	市道丈六・洪野線	
30		徳島市洪野町三ツ岩1-10	112.00	田	市道丈六・洪野線	
31		徳島市洪野町三ツ岩2-4	135.00	公衆用道路	市道丈六・洪野線	
32		徳島市洪野町三ツ岩2-7	6.61	用悪水路	市道丈六・洪野線	
33		徳島市洪野町三ツ岩2-9	77.00	田	市道丈六・洪野線	
34		徳島市洪野町三ツ岩2-13	40.00	田	市道丈六・洪野線	
35		徳島市洪野町三ツ岩4-2	33.05	宅地	1988(昭和63)年に 住民運動によって徳島 市に寄付された土地	
36		徳島市洪野町三ツ岩223-2	89.25	宅地		
37		徳島市洪野町三ツ岩223-3	39.66	宅地		
38		徳島市洪野町学頭49-3	67.00	田	市道丈六・洪野線	
39		徳島市洪野町学頭49-4	1.97	田	市道丈六・洪野線	
40			徳島市洪野町三ツ岩1-4、1-8、1-2、1-5 と同2-4、2-9、2-3に挟まれる道路敷き	52.50		
41			徳島市洪野町三ツ岩2-13、2-3と同3に挟ま れる道路敷き	30.60		
42		徳島市洪野町三ツ岩2-13、2-3に接する水路 敷き	17.85			
43		徳島市洪野町三ツ岩7、5-2、5-1、4-1、 4-2と同8-1、6、3に挟まれる水路敷き	27.25			
合 計			7593.18			

(3) 現状変更の取り扱い基準

「文化財保護法第125条」により、史跡において現状変更及び保存に影響を及ぼす行為を行う場合は文化庁長官の許可を得る必要がある。なお、「文化財保護法施行令第5条第4項」により権限委譲された現状変更に関しては徳島市教育委員会がその事務を行う。また、現状変更の許可を必要としないものもあり、以下にまとめる。

① 現状変更の許可（文化庁長官）を必要とする場合

- ア. 土地の形状変更
- イ. 工作物の建築や設置後50年以上経過した工作物の除却
- ウ. 建築物の増築、改築、除却等

② 現状変更の許可（徳島市教育委員会）を必要とする場合

- ア. 小規模建物（地下を有しない2階以下の木造または鉄骨造りの建物で、増改築後の面積が120㎡以下）で、3ヶ月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築、または除却（増改築、除却にあつては建築から50年を経過していない小規模建築物に限る）
- イ. 工作物（建築物を除く）の設置、改修、除却（増改築、除却にあつては設置から50年を経過していない工作物に限る）又は道路の舗装、修繕
- ウ. 埋設されている電線、ガス管、水道管または下水道管の改修
- エ. 木竹の伐採
- オ. 史跡の管理に必要な施設（標識、説明板、境界標、囲いなど）の設置、改修、除却

③ 現状変更の許可を必要としない場合

ア. 維持の措置

史跡がき損し、または衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく指定当時の現状に復するときや、き損または衰亡の拡大を防止するための応急の措置をするとき。また、史跡の一部がき損または衰亡し、かつ復旧が明らかに不可能である場合の当該部分の除却。ただし、徳島市教育委員会と十分に協議し、措置方法や経過・結果等を速やかに徳島県教育委員会、文化庁に報告することとする。

イ. 非常災害のために必要な応急措置

非常災害によるき損等の拡大防止のための応急的な措置については現状変更許可申請を必要としない。ただし、徳島市教育委員会と十分に協議し、措置方法や経過・結果等を速やかに徳島県教育委員会、文化庁に報告することとする。

ウ. 保存への影響の軽微なもの

樹木の剪定、枯損木・倒木・枯枝の伐採、撤去、除草、病虫害の駆除措置等の日常的な維持管理および史跡の説明板等の清掃・補修（基礎以外の部分の取り替え等）。ただし、

その程度が曖昧なものについてはその都度協議することとする。

(4) 各地区の現状変更対応基準

【A地区】

墳丘が比較的良好に残っているため、最も積極的な保存を進める地区とする。したがって、古墳の保存管理および公開・活用に必要な工作物の設置以外の新たな現状変更は認めない。現在行われている生業にかかわるような畑作等に関しては、地下の遺構に影響を与えない範囲で今後も許可するが、土壌改良やゴボウ類など深く長く根をはる作物の栽培については遺構に影響する可能性があるため制限する。

【B地区】

A地区に準ずる地区として、保存管理および公開・活用に必要な工作物の設置以外の現状変更は基本的に認めない。また、墓および栽培用ハウスについては協議のうえ、地下遺構に影響を与えない範囲内での改修は認める。A地区と同様に、現在行われている生業にかかわるような畑作等に関しては地下の遺構に影響を与えない範囲で今後も許可するが、土壌改良やゴボウ類など深く長く根をはる特定の作物の栽培については遺構に影響する可能性があるため制限する。また、現状の柑橘類の樹木の植え替えや朽木の伐根等については徳島市教育委員会と協議のうえ、立会等を行い地下遺構の保存に努める。

【A'・B'地区】

すでに公有化されており、現状変更等の心配がない部分であるため、今後整備に伴う発掘調査や活用を推進していく必要がある。

【C地区】

現在市道として通常利用されているため、経年劣化に伴う通常の改修等は徳島市教育委員会と土木部の協議のうえ認めるが、その他掘削を伴う大規模な改修や拡幅については基本的に認めない。

【D地区】

史跡範囲外のため、周知の埋蔵文化財包蔵地として対応する。

表3 現状変更対応基準表

保存区分	A地区	B地区	A'・B'・C地区	D地区
土地公有化	優先的に公有化	公有化を促進	市有地	/
史跡整備	優先的に整備	整備を促進	整備を促進	
発掘調査	優先的に調査	調査を促進	調査を促進	
現状変更への対応	<p>建築物の新增改築 新たな建築物の新增改築は認められない。</p> <p>建築物の改修工事 墓の改修については、協議のうえ遺構や景観に影響を与えない範囲で認めることとするが、新たな墓の設置については認められない。また、ハウス等の改修については、協議の上、地下遺構に影響を与えない範囲内で認める。</p> <p>耕作・栽培 現在行われている生業にかかわるような畑作については地下の遺構に影響を与えない範囲で今後も許可するが、ゴボウ類など深く根をはる作物については制限する。また、現状の柑橘類の樹木植え替えや朽木の伐根等については協議のうえ、場合によっては立会を行い対応する。</p> <p>造成一般における土地形質の変更 土壌改良、地盤改良など、土地形質の変更に関しては基本的に認められない。</p> <p>竹木の伐採 維持管理に伴う伐採は、下の遺構を傷つけるような大規模な伐根以外は行っても差し支えない。ただ、伐根をとまうものや、墳丘上の巨木の伐採に関しては制限する。</p> <p>道路等の新設・維持 墳丘へのアプローチ等に必要通路以外の新たな道路等の新設は認められない。市道に関して、経年劣化に伴う通常改修等は協議のうえ認めるが、大規模な掘削を伴うものに関しては認めない。</p> <p>説明板・ベンチ等工作物の設置 史跡の保存と活用に必要なものに関しては認める。</p> <p>その他 電気・水道等の構築物は現状の改修等は認めるが、新設についてはできる限り史跡外に出す。史跡整備に伴う発掘調査は認める。上記以外の事項については、事前の発掘調査を前提として協議する。</p>			

5 公有地化の方針

史跡等においては、現状変更等の制限に対する補償的措置として、そして保存管理を確実にし、公開・活用を目的に整備するための土地の公有地化事業が行われている。本市でも国史跡である徳島藩主蜂須賀家墓所（万年山墓所）の整備時には、土地の公有化が行われた。渋野丸山古墳に関しても、保存整備事業を確実に進め、整備後の維持管理、活用等に十分対応するために史跡範囲に関して順次公有地化を進めていく予定である。

史跡地の公有化については、土地利用の現況、遺構の重要度、整備の優先順位等の諸条件を踏まえて基本方針をたてる必要がある。渋野丸山古墳は墳丘西側および南側が一部削平されているものの、比較的墳丘はよく残っているといえるので、本委員会においては、現存している墳丘にあたるA地区を整備・活用を積極的に推進すべき地域として位置づけており、公有地化も第一に優先されるべき部分となる。なお、本史跡指定範囲における公有地は現在912.94㎡、全体の12.02%であり、うちA地区内での公有地は128.91㎡、A地区内の1.7%である。またB地区は古墳の周濠部分や埋没した墳丘の1段目部分にあたり、史跡としての構成要素として欠かせない部分であるため、A地区に続いて公有化を早急に進めていく必要があると考える。

第IV章 整備活用の構想と今後の課題

1 整備の概要

すでに削平されている後円部の墳丘は土の充填等による復旧を検討する。また前方部については史跡範囲外の土地も含まれるため、盛土の復元については今後検討が必要と考えられる。また、現在地上で確認できない遺構については、復元するものと遺構表示に留めるものとに分類することとする。段築、主体部、造り出し、埴輪列、周濠などの諸要素やそれぞれの範囲は、古墳周辺の自然環境や景観にふさわしくなるよう工夫し、模型やサイン等も活用し、訪れる人に理解しやすいようにする。

古墳の形を明確にするため墳丘の竹木はできる範囲で伐採するが、墳丘上の巨木については、伐採によって遺構を傷める可能性があるため慎重に取り扱わなければいけない。シンボルとして墳丘上に残す方法も検討する。

周辺施設に関しては、道路から古墳への進入通路および墳丘へ登る階段（スロープ）を整備する。周辺にはベンチや四阿（あずまや）などを設置し、憩いの場を創設する。駐車場および便所については渋野公民館の既存のものを使用するか、新たに古墳の近隣に設置するかを今後整備計画の中で検討する。

遺構保存、周辺整備ともに自然豊かな渋野町の景観にふさわしい方法を模索していく。

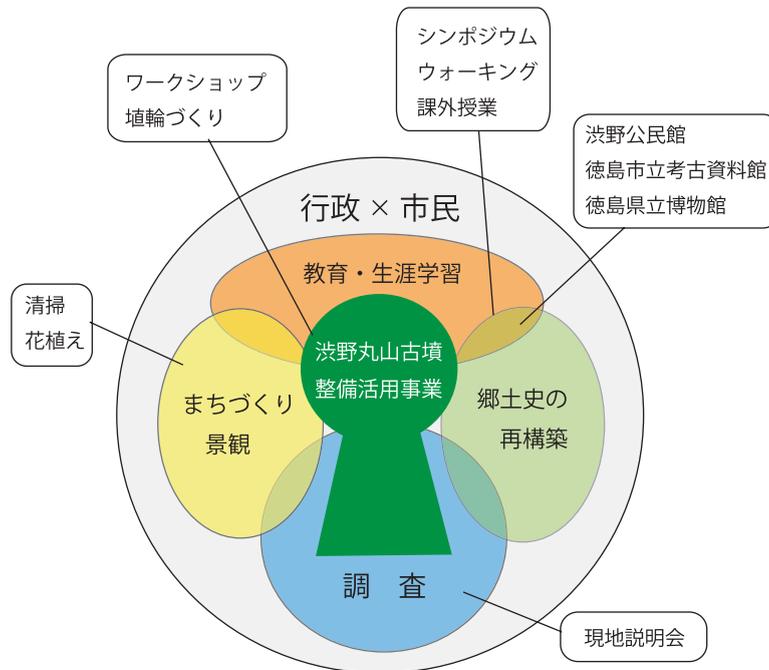


図11 整備活用の概念図

2 整備活用の基本方針

【全体計画】

- ・遺跡と周辺景観の保護により、地域になじみ住民に親しまれる
- ・こどもから大人まで幅広い世代の学習に役立つ場づくり
- ・歴史公園や憩いの場として地域のシンボル、住民の交流の核となる
- ・市民がさまざまな立場から史跡の整備活用に参加できる機会、場所づくりを提供する
- ・史跡や周辺施設のネットワーク形成により地域の活性化をめざす

整備活用の基本方針

- ①保存のための整備
- ②価値の顕在化のための整備
- ③活用のための整備
- ④地域との連携の強化
- ⑤古墳調査の推進

(1) 史跡保存のための整備

- ①遺構の破壊を引き起こす樹木等の伐採
- ②被覆保存や適切な植栽による遺構の保存

(2) 史跡の価値を顕在化する整備

- ①古墳景観を阻害する樹木等の伐採
- ②周辺景観の保全
- ③墳丘や造り出し、周濠などの復元または地上表示
- ④草刈りおよび清掃等の管理
- ⑤標柱や説明板の充実

(3) 啓発、活用のための整備

- ①古墳内での見どころポイントの設定
- ②周辺史跡のネットワーク形成による史跡めぐりのコース設定
- ③関連施設、周辺施設との連携による学習体制の整備
- ④市民参加による古墳整備
- ⑤パンフレットの作成、インターネットによる情報発信

(4) 地域との連携の強化

- ①保勝会の活性化、ボランティアガイドの育成

②地域のシンボルとしての古墳活用方法の模索

(5) 古墳調査の推進

①整備に伴う発掘調査

②渋野古墳群の実態を解明し、今後の統一的な保全と活用を進めるための確認調査

3 整備方法と問題点

(1) 史跡の保存と価値の顕在化

史跡内の樹木や竹林に関しては、放置することにより遺構の破壊を引き起こす危険性があるうえ、現状では古墳の形をわかりにくくしているため伐採を行う。しかし、先に述べたように墳丘上の大木などは伐根する行為自体が地下遺構の破壊につながる可能性があるため、整備の際には伐採するものと残すものの分類を慎重に行う必要がある。

現在崩落が危ぶまれる墳丘についても、盛土や植栽などにより現状にふさわしい方法での被覆保存を検討する。

また、歩道の街路樹や花についても、古墳の存在や周囲の景観に配慮した高さや品種を考慮しなければならない。歩道や周辺緑地のスペースは、うまく利用することにより古墳のイメージアップにもつながるため、埴輪や古墳の模型等を設置することも検討する。

史跡の保存およびその価値を顕在化させるための工夫は、パブリックコメントで出た市民意見にも配慮し、整備計画の中で具体的に検討する。

(2) 復旧および遺構表現の方針

削平された後円部については盛土による復旧を検討する。削平された前方部については、現在指定範囲外の土地も含まれるため完全な復元は難しく、模型や標識をうまく活用して、本来の古墳の規模や形状が見て理解できるように工夫する。造り出しや周濠などの施設や埴輪列なども同様であり、今後整備検討委員会のなかで復元するものとししないものを明確化し、復元しない施設についてもわかりやすい表示を行う。

また、埋没した墳丘の一段目をどうするかも課題の1つである。周囲が地上げされているため、一段目を復元することは困難だが、本来三段であったことを理解できるような説明が必要である。造り出しの規模やくびれ部の位置、埴輪列の全容はまだ不明な点が多いため、整備に伴い重点的に発掘調査を行う必要がある。

(3) 管理の方法

草刈りおよび清掃は渋野町文化財保勝会に引き続き委託する予定である。しかし保勝会についても会員の高齢化など課題は多く、行政が適宜サポートしていく必要がある。

(4) 啓発と活用の方法

古墳の標識や解説板の充実は急務といえる。市民や訪れた見学者からも、古墳の場所がわかりにくいと市道から見えるとところに標識が欲しいという声が多く、整備の際に設置する必要がある。また、解説パンフレットの製作も課題である。現在は渋野公民館の協力により公民館とバス停に資料を置いているが、今後整備事業の一環として市民の意見をまじえて内容を工夫したものを作成し、現地に設置することを検討する。

周辺史跡のネットワーク形成も重要である。渋野地域だけでなく、周辺の丈六・方上地区と共同で史跡めぐりなどを開催することにより、より活用の可能性が広がる。これらを実現するためには各地区の広報紙や保勝会を活用していかなければならない。また、史跡だけでなく周辺施設や関連施設と連携していく必要もある。関連施設である考古資料館や県立博物館、古墳からほど近い公民館、動植物園等との連携による講座やイベント開催も可能である。考古学講座、子ども向けワークショップ、夏休みイベントなどで渋野丸山古墳を題材にすることで、古墳知名度の向上、地域の活性化を図る。それぞれの施設の管轄や部局の違いなどが課題といえる。



渋野歴史シンポジウム(平成23年11月23日開催)



夏休み親子考古学教室(平成23年7月30日開催)

写真7 整備活用の取り組み

(5) 市民参加・地域連携の方法

史跡整備への市民参加の先進地事例として実践されているものには埴輪づくりなどが挙げられる。また、周辺に花壇や農園などを設置し市民に管理をまかせることで景観・管理面が安定することも期待できる。

地域との連携の推進のためには、地元文化財保勝会の活性化をすすめていく必要がある。現在行われている草刈り、清掃活動だけでなく、古墳に関する勉強会等の開催、若手会員、地区外会員の積極的な募集、育成を行い、行政と連携して地域が史跡を守るという認識を深めていく必要がある。また、周辺小中学校と連携し、課外学習などにおいて古墳を使って地域史を学ぶ教育を推進することも必要である。

また、公民館祭りなどの地域催しの会場の1つとして古墳を使ってもらい、「古墳のある町」としてのアピールを実践してもらうことも地域活性化につながると考えられる。

このような市民参加・地域連携の方法については、パブリックコメントの市民意見なども参考にし、整備計画の中でさらに具体的に検討する。

(6) 調査の推進

今後、整備に伴い市教育委員会が中心となって発掘調査を行う。発掘調査の折には現地説明会を開催し、広く古墳の調査現場を公開する。調査箇所についてはこれまであまり調査が行われていないくびれ部や後円部南側などが候補として挙げられるが、今後調査整備検討委員会のなかで具体的に検討していく。また、古墳群の実態解明にとって不可欠と考えられるため、周辺古墳の調査を推進する。これらの調査研究の推進には、随時考古資料館や周辺施設、市民の協力を得る。

4 体制整備について

(1) 史跡の活用主体について

徳島市では今後整備に伴う調査を進めながら、随時古墳の説明会や史跡めぐり、シンポジウム等のイベントを開催していく予定である。また、これらのイベントで地域を盛り上げ、地元住民や古墳に興味のある市民を対象に、古墳活用の主体となるような団体を渋野町文化財保勝会を母体として育成していくことも課題の1つである。現在渋野町文化財保勝会は町内会を中心とする団体であるので、古墳に興味がある会員を広く市内外から受け入れられるような体制にすることなどを提案する。将来的には古墳の活用や管理、ガイドボランティア等を団体にまかせることができるよう活動を支えていく必要がある。

(2) 史跡の管理団体について

現在史跡の管理団体は徳島市だが、草刈・清掃に関しては渋野町文化財保勝会に委託している。地域との連携の強化という点からも、整備後も継続して保勝会に委託する予定であるが、今後は前述したような門戸を広げた保存団体の体制整備を目指し、会員やボランティアの参加を募りながら管理することも考えていく必要がある。



写真8 文化財保勝会による環境保全活動

5 今後の保存整備の進め方

表4 渋野丸山古墳関係事業全体計画

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度以降
保存管理計画 (保存管理計画検討委員会)	■	■	
用地調査 (測量・境界確定・土地評価等)		■	
用地買収・登記			■
保存整備計画 (調査整備検討委員会)		■	■
発掘調査		■	■
整備基本設計		■	■
整備実施設計			■
整備工事			■
地元協議・説明会	随 時		
ワークショップ・講演会等イベント	随 時		

参 考 资 料

参考文献一覧

- 天羽利夫・岡山真知子1973「古墳の発生と変遷」『徳島市史』第1巻
- 天羽利夫・岡山真知子1985『徳島の遺跡散歩』徳島市民双書19 徳島市立図書館
- 河内一浩2009「阿波における石見型埴輪の受容」『一山典還暦記念論集 考古学と地域文化』
一山典還暦記念論集刊行会
- 川西宏幸1978「円筒埴輪総論」『考古学雑誌』第64巻第2号
- 日下敏夫編1973「渋野町の遺跡」『渋野小学校百年』渋野小学校創立百周年記念事業協賛
会
- 栗林誠治2002「阿波における前方後円墳の廃絶」『論集 徳島の考古学』徳島考古学論集
刊行会
- 栗林誠治2002「古墳時代」『論集 徳島の考古学』徳島考古学論集刊行会
- 栗林誠治2009「伝・新宮塚古墳出土鉄器の再検討」『一山典還暦記念論集 考古学と地域文
化』一山典還暦記念論集刊行会
- 小林勝美1999「古墳整備に関する一試案―県指定渋野丸山古墳を中心にして―」『三好昭
一郎先生古希記念論集』三好昭一郎先生古希記念論集刊行委員会
- 近藤喬一編1986『図説 発掘が語る日本史』5 1986
- 菅原康夫2011「鳴門・板野古墳群の特質と阿波古墳時代前期首長系譜の動態」『徳島県埋
蔵文化財センター紀要 眞朱』第9号
- 田中英夫1968「徳島市渋野古墳群の出土品」『古代学研究』53号
- 徳島県勝浦郡教育会1923『勝浦郡志』（1972年に勝浦郡教育会編で名著出版より再版）
- 徳島県教育委員会社会教育課1963『前山古墳』徳島県文化財調査報告書第6集
- 徳島考古学研究グループ1985「渋野古墳群の研究」『徳島考古』第2号
- 徳島市2002『徳島市の環境資源情報ガイドブック』（2006年10月改訂）
- 徳島市2010『市勢要覧徳島市』
- 徳島市教育委員会1981『古墳時代の徳島市―埋蔵文化財資料展―』
- 徳島市教育委員会1988『第9回埋蔵文化財資料展 阿波を掘る―最近の発掘調査と古墳の
副葬品―』
- 徳島市教育委員会2001「発掘調査の成果 渋野丸山古墳」『徳島市文化財だより』
- 徳島市教育委員会2005「発掘調査の成果 渋野丸山古墳」『徳島市文化財だより』
- 徳島市教育委員会2006「発掘調査の成果 渋野丸山古墳」『徳島市文化財だより』
- 徳島市教育委員会2006『渋野丸山古墳発掘調査報告書』
- 徳島市渋野公民館1952『渋野古墳保勝会結成記念 古墳の研究』
- 藤川智之2009「最盛期の埴輪群―渋野丸山古墳出土形象埴輪をめぐって―」『一山典還暦
記念論集 考古学と地域文化』一山典還暦記念論集刊行会
- 北條芳隆ほか2007『徳島県の歴史』山川出版社

平成23年度第3回徳島市市政ネットモニター結果

平成23年度の第3回徳島市市政ネットモニターにおいて、調査対象100人に対して「徳島市の文化財について」というアンケートが実施された（このうち有効回答数84人）。

史跡や文化財に訪れたり鑑賞したりする機会があるかどうかについては、よくある14%、たまにある50%、ほとんどない・まったくないが30%という結果となった。

問1「史跡や文化財に訪れたり鑑賞したりする機会がありますか」

順位	選 択 肢	回答数	割合 (%)
1	たまにある	42	50
2	ほとんどない	28	33.3
3	よくある	12	14.3
4	まったくない	2	2.4

徳島市内の文化財の知名度について尋ねたところ、徳島城跡、丈六寺、阿波人形浄瑠璃等については70%以上が知っているという回答した一方で、渋野丸山古墳は25%という結果となっており、阿波国分寺庭園（国府町）、矢野の古墳（国府町）、一宮城跡（一宮町）などの文化財と同様の割合であった。

問2「市内にある次の文化財や文化施設で知っているものを教えてください(複数回答可)」

順位	選 択 肢	回答数	割合 (%)
1	徳島城跡(徳島町)	81	96.4
2	市立徳島城博物館(徳島町)	74	88.1
3	阿波人形浄瑠璃	67	79.8
4	丈六寺(丈六町)	59	70.2
5	徳島藩主蜂須賀家墓所(下助任町・佐古山町)	54	64.3
6	旧徳島城表御殿庭園(徳島町)	51	60.7
7	津田の盆踊り(津田町)	46	54.8
8	三河家住宅(富田浜)	45	53.6
9	犬飼の舞台(八多町)	34	40.5
10	市立考古資料館(国府町)	32	38.1
11	袋井用水の水源地	28	33.3
12	一宮城跡(一宮町)	25	29.8
13	阿波国分寺庭園(国府町)	23	27.4
14	矢野の古墳(国府町)	23	27.4
15	天狗久資料館(国府町)	22	26.2
16	渋野丸山古墳(渋野町)	21	25
17	一宮神社(一宮町)	20	23.8
18	入田の瓦窯跡(入田町)	2	2.4

また、市内に古墳が存在することを知っているか、訪れたことがあるかどうかに関する質問では「知っていて、いずれかの古墳に訪れたことがある」が23%、「知っていたが、いずれの古墳にも訪れたことはない」が32%、「知らなかった」が45%という結果になっている。

問3 「市内には渋野丸山古墳をはじめ多くの古墳がありますが、市内に古墳があることを知っていましたか、また知っているかたはいずれかの古墳に訪れたことがありますか」

順位	選 択 肢	回答数	割合 (%)
1	知らなかった	38	45.2
2	知っていたが、いずれの古墳にも訪れたことがない	27	32.1
3	知っていて、いずれかの古墳に訪れたことがある	19	22.6

そして、渋野丸山古墳が所在する勝占・多家良地区周辺にある施設や観光スポットのうち訪れたことがある場所を問う質問では、とくしま動植物園・とくしまファミリーランド（渋野町）が82%と最も多く、以下に丈六寺（丈六町）、弁天山（方上町）が続き、渋野丸山古墳に訪れたことがあるという回答は10%であった。

問4 「渋野丸山古墳が所在する勝占・多家良地区周辺にある次の場所に訪れたことがありますか（複数回答可）」

順位	選 択 肢	回答数	割合 (%)
1	とくしま動植物園・とくしまファミリーランド(渋野町)	69	82.1
2	丈六寺(丈六町)	52	61.9
3	弁天山(方上町)	40	47.6
4	中津峰山(多家良町)	31	36.9
5	とくしまガラススタジオ(勝占町町)	29	34.5
6	八多の五滝(八多町)	29	34.5
7	犬飼の舞台(八多町)	18	21.4
8	渋野丸山古墳(渋野町)	9	10.7
9	どこにも訪れたことがない	8	9.5

関連法規制一覧表

法令名	概要	条項	規制・許認可事項	所管部署
文化財保護法	史跡の現状変更	第125条	史跡等における現状変更行為・保存に影響を及ぼす行為を実施する場合は文化庁長官の許可が必要。	徳島市教育委員会 社会教育課
	調査・工事等のための発掘に関する届出及び指示	第93条 第94条	土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地を発掘しようとする場合には、発掘に着手しようとする日の60日前までに文化庁長官に届け出なければならない(第93条)。また、国及び地方公共団体等が周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合については、あらかじめ文化庁長官にその旨を通知しなければならない(第94条)。	徳島市教育委員会 社会教育課
文化財保護法 施行令	市教育委員会に権限委任された現状変更	第5条 第4項	小規模建物で3カ月以内の期間を限って設置されるもの、建築物を除く工作物の設置、改修、除却又は土地の形状変更を伴わない道路の舗装若しくは修繕、史跡の管理施設(標識、説明板、境界標、囲いなど)の設置、埋設されている電線・ガス管・水道管等の改修、木竹の伐採についての現状変更に係わる事務は、当該市の教育委員会が行うこととする。	徳島市教育委員会 社会教育課
都市計画法	都市計画関連の用途・規制等		都市計画において用途地域が指定されている場合には、建築基準法及び地方公共団体が定める条例等により、それぞれの地域に応じて建築物等の建築に関する基準に従う必要がある。	都市整備部 都市政策課
農地法	農地又は採草放牧地の権利移動の制限	第3条	農地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を得る必要がある。	農業委員会
	農地の転用の制限	第4条1項	農地を農地以外のものに転用する場合には、都道府県知事の許可が必要(面積が4haを超える場合は農林水産大臣の許可が必要)	農業委員会
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域の整備に関する法律	第6・7条	農用地以外の用途に供することを目的として農用地区域を除外する場合には、①当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって変えることが困難であると認められ、②当該変更により農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化のほか土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないと認められ、④当該変更に係る土地が第10条第3項第2号(土地改良事業又はこれに順ずる事業農業用排水施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成その他の農林水産省令で定めるものの施行に係る区域内にある土地)に掲げる土地に該当する場合にあっては、当該土地が農業に関する公共投資により得られる高揚の確保を図る観点から政令で定める基準に適合しているなど4つの条件を全て満たす場合に限り行うことができる。	農林水産課
道路法	道路の占用の許可	第32条	道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。	道路維持課 耕地課
徳島市法定外公共物管理条例	許可等の申請事項	第4条	道路法の適用を受けない道路において、占有、工事、土地の形状変更等を行う場合は市長の許可を受けなければならない。	耕地課

勝占・多家良地区の文化財

1 国指定文化財

平成24年5月1日現在

種 別		名 称	員 数	所 在 また は 収 蔵 施 設	所 有 者 また は 管 理 者	指 定 年 月 日
有 形 文 化 財	重 要 建 造 物	丈六寺三門 附棟札一枚	1 棟	丈 六 町	丈 六 寺	昭28. 3.31
		丈六寺観音堂 附棟札七枚	"	"	"	"
		丈六寺本堂（元方丈） 附棟札一枚	"	"	"	"
		丈六寺経蔵（旧僧堂） 附棟札五枚	"	丈 六 町	丈 六 寺	平10.12.25
	絵 画	絹本着色 細川成之像	1 幅	丈 六 町	丈 六 寺	昭42. 6.15
	彫 刻	木造 聖観音坐像	"	丈 六 町	丈 六 寺	"
		木造 如意輪観音坐像	"	多 家 良 町	如 意 輪 寺	"
民 俗 文 化 財	重 要 有 形 民 俗 文 化 財	犬飼の舞台	1 棟	八 多 町	五 王 神 社	平10.12.16
記 念 物	史 跡	渋野丸山古墳	1 基	渋 野 町	"	平21. 2.12

2 県指定文化財

種 別		名 称	員 数	所 在 また は 収 蔵 施 設	所 有 者 また は 管 理 者	指 定 年 月 日
有 形 文 化 財	建 造 物	丈六寺書院 附棟札一枚	1 棟	丈 六 町	丈 六 寺	昭34. 6.12
		丈六寺徳雲院 附棟札一枚	"	"	"	"
記 念 物	史 跡	渋野の古墳	1 件	渋 野 町	徳 島 市	昭28. 1.13
		丈六寺	"	丈 六 町	丈 六 寺	昭34. 6.12

3 市指定文化財

種 別		名 称	員 数	所 在 また は 収 蔵 施 設	所 有 者 また は 管 理 者	指 定 年 月 日
有 形 文 化 財	彫 刻	木造 四天王立像	4 軀	多 家 良 町	如 意 輪 寺	平16. 3.25
	工 芸 品	雲版	1 面	丈 六 町	丈 六 寺	平 6 . 2.22
	書 跡	旧勝占村関係古地図ならびに記録一括	1 3 0 点	徳島城博物館	徳 島 市	昭42. 4.14
		大蔵経	1,968冊	丈 六 町	丈 六 寺	昭47. 8.24
財	考 古 資 料	石造板碑阿弥陀三尊立像	1 基	方 上 町	神 光 寺	昭52. 8.31
民 俗 文 化 財	有 形 民 俗 文 化 財	犬飼の舞台襖	5 3 組 1 9 9 枚	八 多 町	五 王 神 社	平16.10.28
	無 形 民 俗 文 化 財	渋野の三番叟踊	—	渋 野 町	八 幡 神 社	昭42.11. 8
		犬飼農村舞台の襖からくり	—	八 多 町	犬飼農村舞台 保 存 会	平10. 4.22
記 念 物	天 然 記 念 物	速雨神社のクスノキ	1 樹	八 多 町	速 雨 神 社	平14. 2.25

史跡渋野丸山古墳保存管理計画書

2012.6

編集 徳島市教育委員会社会教育課

発行 徳島市教育委員会

印刷 グランド印刷株式会社